

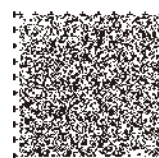
第3次幸手市地域福祉計画

(令和8年度～令和12年度)

第2次幸手市再犯防止推進計画
幸手市成年後見制度利用促進基本計画



令和8年3月
幸手市



地域福祉の考え方

皆さんが暮らす幸手市には、子どもやお年寄り、障がいのある方や病気の方などいろいろな人が一緒に暮らしています。この地域に住む誰もが、安心してその人らしい生活を送れるよう、みんなが協力していろいろな問題を解決していこうという考え方のことです。



地域福祉を推進する役割のイメージ

日常生活の身の回りで発生するいろいろな問題に対し、個人や家庭による「自助」だけでは解決が難しい福祉課題については、地域の支え合い活動や専門機関等による「互助・共助」で解決を目指し、それでも解決が難しい問題は「公助」で解決していくという、それぞれが役割を持った考え方が重要となってきます。この「自助」、「互助・共助」、「公助」の考え方を踏まえた地域の助け合いによる福祉、これが「地域福祉」です。

具体的には

- ・自分自身による努力
- ・健康づくり(セルフケア)
- ・家庭での話し合い
- ・福祉に関する学習
- ・生きがいづくり
- ・サービスの利用 など

自助

個人や家庭での取組

互助・共助

地域の支え合い活動
地域組織や専門機関等が協力し合う

公助

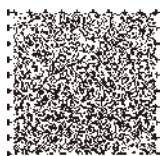
市民同士で解決が難しい問題は
行政と解決

具体的には

- ・隣近所や友人・知人との助け合いや支え合い
- ・地域における見守り活動
- ・地域における福祉活動、ボランティア活動
- ・介護保険に代表される社会保険制度及びサービス など

具体的には

- ・生活保護制度
- ・生活困窮者自立支援
- ・災害時の救護活動
- ・避難所開設
- ・公的な福祉サービスの充実 など



幸手市地域福祉計画とは

地域福祉計画は、市民一人ひとり、地域団体や福祉事業者、市役所や社会福祉協議会など、みんなが協力して、支え合い、助け合いのある社会をつくっていくために、どうしたらよいかの取り組みを示したものです。



基本理念

一人ひとりが手を取り支え合う、
地域に根ざした幸手の福祉

計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に定められる市町村地域福祉計画です。また、再犯防止推進法第8条第1項に基づく「第2次幸手市再犯防止推進計画」ならびに、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく「幸手市成年後見制度利用促進基本計画」を位置づけ一体的に推進します。

計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間の計画です。

基本目標

4つの基本目標で施策・事業を展開します。

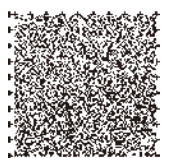
- 基本目標Ⅰ 地域福祉を支える人づくり
- 基本目標Ⅱ 支え合いのある地域づくり
- 基本目標Ⅲ 地域福祉の基盤づくり
- 基本目標Ⅳ 安心できる生活の基盤づくり

地域共生社会の実現に向けて

しっかりした相談支援・福祉サービスの充実に取り組むとともに、市民一人ひとりの想いや市民活動を大切にしながら、地域がゆるやかにつながる“**手づくりの幸せ**”がある地域共生社会を推進していきます。

“手づくりの幸せ”とは

地域に暮らしている一人ひとりの想いや、地域の一つ一つの活動を大切にしながら、みんなで支え合い・助け合いの輪を広げていくこと。



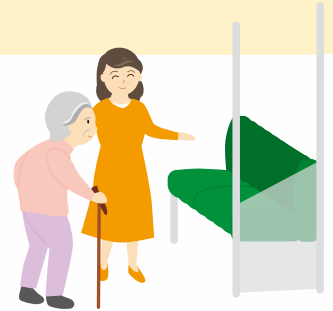
施策1 福祉に関する教育・啓発の推進

今後の方向性

- 市民一人ひとりが福祉に関心を持ち、理解を深め、ともに支え合う地域福祉の充実に向けた取組を推進します。
- 人権意識の高揚と差別解消に向けた取組の普及・啓発を推進します。

施策・事業の展開

- (1) 市民の福祉意識の向上
- (2) 人権意識の高揚と差別解消に向けた教育・啓発



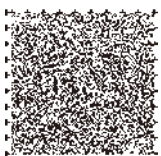
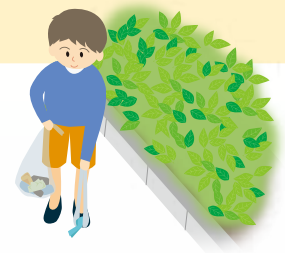
施策2 地域福祉を担う人材の確保とボランティアの促進

今後の方向性

- 市民活動や地域福祉活動に携わるボランティア活動の推進を図ります。
- 地域福祉の担い手を育成し、多くの市民が地域で活躍できるよう支援します。
- 市民の自主的活動や関係団体等を支援し、関係機関との連携を強化します。
- 福祉に関する専門性の高い人材の確保に努めます。

施策・事業の展開

- (1) ボランティア活動の推進
- (2) 地域福祉の担い手の育成・支援
- (3) 市民の自主的活動・関係団体等への支援
- (4) 専門的な人材の確保



施策1 地域で支え合う福祉コミュニティの創出

今後の方向性

- 地域とのつながりが希薄な人たちに対して、多様な地域活動を通じて身近な地域との関わりの創出に努めます。
- 市民・事業者・関係団体・行政がともに「協働」して、地域福祉ネットワークの強化に取り組み、住民の支え合い活動を促進します。

施策・事業の展開

- (1) 福祉コミュニティ活動の促進
- (2) 協働のパートナーとなる市民・関係団体などの育成



施策2 生きがい・交流・社会参加・就労の場づくり

今後の方向性

- こどもから高齢者、障がいのある人等の活動場所や交流機会を、民間事業者や地域団体と協働して提供していきます。
- 関係機関と連携して就労につながる様々な機会を提供し、社会参加、就労の場の推進を図ります。

施策・事業の展開

- (1) 身近な交流の場の提供
- (2) 就労に向けた支援



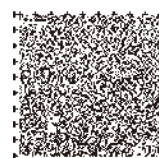
施策3 再犯防止の推進（第2次幸手市再犯防止推進計画）

今後の方向性

- 就労機会の提供や住居の確保等を通じて犯罪をした人などの社会復帰を支援します。
- 犯罪をした人などが保健医療、福祉、介護等の必要なサービスを適切に受けられるよう、関係機関が連携して適切なサービス利用の支援に努めます。
- 学校と連携して児童・生徒指導に関わる情報交換ならびに教育相談等を行い、本人の立ち直りを支えていきます。
- 犯罪や非行防止、犯罪をした人などの更生について、ボランティアや民間協力者の活動支援を通じて、地域の理解が深まるよう広報・啓発活動を推進します。

施策・事業の展開

- (1) 就労・住居の確保等
- (2) 保健・医療・福祉サービスの利用促進
- (3) 学校と連携した修学支援の実施等
- (4) 民間協力者の活動促進 広報・啓発活動の推進



施策 1 身近な相談・支援の推進

今後の方向性

- 様々な相談に対し属性や世代、分野等にとらわれず一体的に受け止め、多職種連携による相談支援の充実に努めます。
- 各分野の福祉窓口での相談対応の充実に努めるとともに、生活の不安や心配ごとなどについて身近に相談できる環境整備や制度等の周知に努めます。
- 各分野の相談窓口では対応困難な複合的課題や、ひきこもり、ヤングケアラーなど制度の狭間に対応する様々な課題について包括的かつ総合的に支援する体制を構築します。

施策・事業の展開

- (1) 総合的な相談支援体制の充実
- (2) 分野別の相談支援の強化
- (3) 複合的課題への対応



施策 2 保健・医療・福祉の連携の推進

今後の方向性

- 保健・医療・福祉に関わるサービスを総合的かつ安心して受けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会など関係機関との連携を図ります。
- 地域の在宅医療・介護が一体的に提供できるよう、医療と介護の関係機関が連携して多職種連携による在宅医療、介護サービスの取組を推進します。

施策・事業の展開

- (1) 認知症や心の健康リスクが高い人への対応
- (2) 在宅医療・介護の一体的な提供の推進



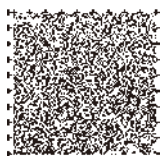
施策 3 情報提供及び福祉サービスの充実

今後の方向性

- 様々な生活課題を抱える人や福祉サービスを必要とする人が、適切かつ迅速に支援を受けることができるよう、福祉サービスの情報提供の充実に努めます。
- 子育て支援や高齢者・障がいのある人への支援など、分野別の市の福祉計画を着実に推進し、市民ニーズに対応する福祉サービスの量的・質的確保を図ります。

施策・事業の展開

- (1) 福祉サービス情報提供の充実
- (2) 多様なニーズに応じた福祉サービスの充実



施策1 安全・安心な暮らしの確保

今後の方向性

- 避難行動要支援者対策や災害ボランティア活動等の充実を図るため、市民、地域、関係団体との連携のもとに地域ぐるみの防災・防犯活動を推進します。
- 虐待防止に向けた地域ネットワークの強化に取り組み、関係機関と連携・協力して虐待の防止に努めます。

施策・事業の展開

- (1) 防災・防犯対策の充実
- (2) 虐待等の防止



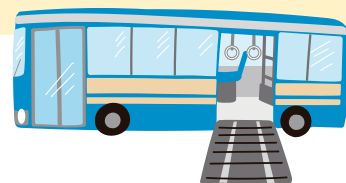
施策2 誰もが住みよいまちづくりの推進

今後の方向性

- 買い物や通院など地域で自立した社会生活を送り、地域活動等への参加にもつながるよう移動手段の充実に努めます。
- 高齢者や障がいのある人、すべての市民が安心して社会生活を送れるよう、人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

施策・事業の展開

- (1) 移動手段の充実
- (2) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進



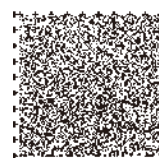
施策3 権利擁護の推進（幸手市成年後見制度利用促進基本計画）

今後の方向性

- 成年後見制度等の理解促進に向けて、制度の周知や権利擁護の支援策の普及啓発を進めます。
- 必要な人が安心して成年後見制度を利用できるよう、専門職団体と連携して相談対応や後見人の活動支援などの運用改善等に努めます。
- 住み慣れた地域で安心した生活を送る権利が守られるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制を構築するとともに、成年後見制度の利用につながる仕組みを検討します。

施策・事業の展開

- (1) 成年後見制度等の理解促進
- (2) 成年後見制度の運用改善等
- (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり



計画を推進するために

みんなが協力して、支え合い、助け合い
のある社会をつくっていきましょう。



地域福祉を推進するイメージ図

市民の困りごとに対して、地域のゆるやかなつながり
ながらあることで、しっかりとした支援・福祉
サービスにつながります



「地域生活課題」とは、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の日常生活全般の幅広い概念の課題(社会福祉法第4条第3項)

第3次幸手市地域福祉計画【概要版】

第2次幸手市再犯防止推進計画
幸手市成年後見制度利用促進基本計画

発行 日/令和8年3月
企画・編集/幸手市 健康福祉部 社会福祉課
〒340-0152 埼玉県幸手市大字天神島1030-1
電話: 0480-42-8435

